

循環型社会形成推進交付金に関する緊急要望

市町村が整備を進めている廃棄物処理施設は、循環型社会の形成のために欠くことができない施設であるのみならず、災害時には、一時期に大量に発生する災害廃棄物を適正に処理するための受け皿となる重要な施設です。

現在、神奈川県内では、東海地震をはじめ、多くの大規模地震発生の切迫性が指摘されており、東日本大震災の経験を踏まえると、大規模災害発生時においても円滑に廃棄物を処理できる体制を平素から築いておくことの重要性がますます高まっています。また、この点については、本年5月に閣議決定された廃棄物処理施設整備計画でも明らかにされているところです。

こうした施設整備を着実に進めるためには、中長期にわたり多額の経費を要することから、市町村に対する国の継続的な財政支援が欠かせません。

国においては、循環型社会形成推進交付金により、市町村における計画的な施設整備を支援していただいているところですが、平成25年度の当初内示額は各市町村の要望額の3分の2程度にとどまっておりました。その後、平塚市及び藤沢市については、追加で内示をいただいたところですが、他の市町村においては、依然として要望額どおりの内示を受けることができず、施設整備の進捗に支障を及ぼしています。

特に、今年度中に施設整備等が完了する逗子市及び二宮町については、その事業完了時までに必要な交付金の内示が受けられない場合には、不足額について一般財源による対応や、他事業分からの充当による対応を余儀なくされることとなり、より切迫した状況にあります。

また、市町村財政への影響は、交付金の不足額にとどまらず、起債に係る地方交付税交付金の財政措置にも及び、一層深刻なものとなります。

こうした事態は、地方公共団体の循環型社会形成に関する施策の実施について、国が財政措置を講ずるよう定めている循環型社会形成推進基本法第26条の趣旨に照らし、到底受け入れることができません。

さらに、県内市町村では、今後多くの廃棄物処理施設の整備が計画されており、平成26年度以降、大幅な事業費の増加が見込まれることから、交付金額の確保は喫緊の課題であります。

そこで、神奈川県内市町村の循環型社会形成推進交付金について、次の措置を講じることを強く要望します。

- 1 平成25年度分の市町村の要望額について、全額を交付するよう、今後の補正措置も含め総額を確保すること。
- 2 特に、平成25年度中に施設整備等が完了する市町村に対しては、事業の竣工に支障がないよう、特段の配慮をすること。
- 3 平成26年度以降の交付金について、市町村の要望額に応じ、必要な予算額を確保すること。

平成25年11月 22 日

内閣総理大臣	安	倍	晋	三
内閣官房長官	菅		義	偉
総務大臣	新	藤	義	孝
財務大臣	麻	生	太	郎
環境大臣	石	原	伸	晃

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県市長会会長 内野 優

神奈川県町村会会長 尾上 信一